

鴻巣市 Instagram 運用方針

1 総則

市の自然・食・文化・スポット等の観光資源を発信することを通じ、国内外の利用者に鴻巣市の観光地としての魅力を伝えることを目的とする。

2 目的

本方針は、鴻巣市 Instagram アカウントの運用に関する事項について定める。

3 情報の発信主体及び運用管理者等

情報の発信主体及び管理は、鴻巣市商工観光課が行うこととし、運用管理者は商工観光課長とする。

4 アカウント名

アカウントは「konosu_city_tourism_official」とする。

5 情報の発信時間

原則、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする（祝日及び年末年始を除く。）。ただし、運用管理者が必要と判断した場合は、上記以外でも発信することとする。

6 発信する情報の内容

上記のアカウントを効果的に使いながら、以下の内容を発信することとする。

- (1) 魅力的な鴻巣市内の風景写真・観光スポット・重要文化的景観
- (2) 鴻巣の特産品や取り組み
- (3) 魅力的なイベント情報
- (4) その他、市政にかかわる情報など

7 「成りすまし」の防止

- (1) 市ホームページ上にアカウント名を表示する。
- (2) Instagram プロフィールに市ホームページのリンクを貼り、相互性を持たせる。

8 運用方法

本アカウントは、以下のとおり運用することとする。その他の運用にあたって必要な事項については、鴻巣市情報セキュリティポリシーによることとする。

- (1) 本アカウントへのご意見やお問い合わせには、個別に対応しないこととする。
- (2) 本アカウントは、必要に応じて他のアカウントのフォローを行う。
- (3) 鴻巣市に対する個別のご意見、お問い合わせについては、鴻巣市ホームページの「市長へのメール」をご利用する、又は担当課への直接連絡を基本とする。
- (4) 上記以外の詳細な運用方法については、運用管理者が別に定めることとする。

9 禁止事項

投稿内容に関係のないコメントや以下の内容を含むコメントは禁止とする。禁止行為に該当すると判断した場合は、断りなく投稿の全部または一部を非表示・削除またはアカウントのブロック等を行うことができるものとする。

- (1) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (2) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏洩する等プライバシーを侵害するもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (4) 虚偽や事実と異なるもの及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (5) 法律、法令等に違反するもの、又は違反するおそれがあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 犯罪を助長、誘発するおそれがあると認められるもの
- (8) 政治、宗教活動に関するもの
- (9) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (10) 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (11) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (12) 「Instagram 利用規約」に反するもの
- (13) 有害なプログラム等
- (14) 上記の他、市が不適切と判断したもの

10 知的財産権

- (1) 発信した情報に関する知的財産権は、市又はそのコンテンツ提供者に帰属する。「私的使用のための複製」や「引用」などの、著作権法上認められた場合を除き、無断で転用・引用することはできないものとする。
- (2) 「Repost for instagram」アプリ等を利用して「リポスト（再投稿）」機能を使用するなど、転載の対象となるエントリ内容を改編せず、また出所を明記する場合には複製・転載を行うことができることとする。
- (3) Instagram 利用者は「いいね!」・「フォロー」等の機能について、自由に使用することができることとする。

11 免責事項

- (1) 発信内容及び情報については細心の注意を払うこととするが、正確性、完全性、有効性を保証するものではないものとする。
- (2) 配信した情報等を利用し、利用者及び第三者に生じた直接・間接的な損失について、市は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 当ページの内容については予告なく変更、削除する場合がある。
- (4) Instagram の利用方法等、技術的なご質問等については、市は一切答えないものとする。
- (5) 上記の他、ページ上で起きた事柄に起因する損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

12 運用方針の施行日

この運用方針は平成30年3月1日から施行する。